

大切なあなたの一票のために！

投票用紙の書き方について



あなたの一票がきちんと反映されるために、投票用紙に正しく記載できているか、今一度確認してみましょう。

記載内容は選挙によって違う

選挙の種類によって書く内容は異なります。

投票所の記載台に貼ってある「氏名(名称)等掲示」や投票用紙の注意書きにしたがって正しく書きましょう。

地方選挙（市町村長選挙、市町村議会議員選挙、県知事選挙、県議会議員選挙）

候補者ひとりの氏名

衆議院議員総選挙

小選挙区選出議員選挙：候補者ひとりの氏名
 比例代表選出議員選挙：ひとつの政党等名称

参議院議員通常選挙

選挙区選出議員選挙：候補者ひとりの氏名
 比例代表選出議員選挙
：候補者ひとりの氏名またはひとつの政党等名称

最高裁判所裁判官国民審査

やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄に×
(やめさせたい裁判官がいなければ何も記載しない)

これはだめ？ 無効投票

公職選挙法第68条（無効投票）により、以下のような記載は無効になるおそれがあります。個々の票については開票管理者が判断します。

■ 所定の用紙を用いないもの

Ex. 持ち込んだメモ、名刺

■ 候補者の氏名以外を書いたもの(他事記載)

Ex. 応援メッセージ、氏名以外の記号など

候補者氏名	候補者氏名
茨城太郎がんばれ!!	♡ 茨城太郎

候補者氏名
茨城太郎

■ 2人以上の候補者の氏名を書いたもの

Ex. 茨城太郎と水戸花子

■ 単に雑事を記載したもの

Ex. いたずら書き

候補者氏名
☺

■ 自書しないもの

Ex. ゴム印



候補者の氏名や政党等の漢字が難しい場合は、ひらがなやカタカナで書いても有効です。投票したい人の氏名を正しく書いて、貴重な一票をとどけましょう。

